

明治法典論争期における延期派の軌跡

中 川 壽 之

はじめに

- 一 「法典編纂ニ関スル法学士会ノ意見」と英吉利法律学校
- 二 延期派の戦略と断行派の戦術
- 三 第三回帝国議会と臨時法典修正局設置案の建議
むすびにかえて

はじめに

明治二〇年代前半に起こった民法・商法の施行をめぐる繰り広げられた法典論争については、近代日本の法体制の基本構造をどう捉えるかという課題と密接に関わって戦前から今日に至るまで民法や商法あるいは法制史といった法学の諸分野のみならず政治史、思想史など多岐にわたって極めて豊富な資料と研究の蓄積がなされている。もとより法典論争の本質を究明することはまた日本近代法研究の重要な課題の一つであることはいうまでもないが、「法典

論争とは何か」という問いに対して、これまで先学の諸研究において歴史法学派對自然法学派、イギリス法對フランス法、絶対主義的官僚法学對自由民権法学、国権主義・保守主義對自由主義・進歩主義、封建派對ブルジョア派、延期派對断行派、といった二項対立の構図が提示されている。⁽¹⁾

右の構図のうち延期派對断行派についていえば、断行派に関しては村上博氏が精力的に研究に取り組んでおられる。⁽²⁾一方、延期派についてみれば、星野通氏による資料翻刻と研究の域を総じて出ていない感が否めない。⁽³⁾本来、法典論争は政府の民法・商法發布に対して延期派の活動がなければ、成立しえなかつたものである。それからすれば、法典論争の研究にとつて断行派に関する研究成果と同様に延期派についてもさらなる研究成果の蓄積が欠かせない。

そこで、本稿では法典論争期における延期派の軌跡をたどる中で、三つの課題を明らかにしてみたい。すなわち、第一は法典論争において延期派はそもそも誰を対象として活動を展開していたかということ、第二は法典論争期全般を通じてみたとき延期派は自らの意見書を論争の手段としてどのように用いたかを断行派のそれとの対比から検討すること、そして第三は民法・商法の施行延期が第三回帝国議会においてひとまず決着した際、延期派が具体的に何をめざしていたか、同派に係る諸資料を紹介しつつ考察することとしたい。

一 「法典編纂二関スル法学士会ノ意見」と英吉利法律学校

本稿では、法典論争の時期について法学士会が法典編纂に関する意見書を印刷出版した一八八九(明治二二)年五月を延期派の活動の端緒と位置付け、それから第三回帝国議会を経て延期派の活動が終息に向かう一八九二(明治

(二五) 年後半までとして論を進めることとしたい。

大日本帝国憲法が一八九(明治三二)年二月に公布された三ヵ月後、旧東京大学法学部および帝国大学法科大学の卒業生によつて組織された法学士会は、「法典編纂二閱スル法学士会ノ意見」⁽⁴⁾をもつて法典編纂における政府の拙速主義と慣習無視を批判した。⁽⁵⁾法学士会は、この意見書をどのようにまとめていったのであろうか。その経緯について手がかりとなるのが同年一月一日発兌の『法理精華』第二一号「雜録」に掲載された「法学士会並に山田法学士の報告」と題された左の一文である。なお、資料中の漢字は原則として常用体を用い変体仮名は平仮名とし、明らかに誤りは右脇に()を付して訂正した。

法学士会ハ去月二十五日を以て麹町区富士見町富士見軒に於て其秋季の会合を催されたり偕て当日の來賓ハ唯り浜尾新氏のみにて榎本文部大臣、渡辺大学総長、加藤元老院議官の差支ありて参会せられざりしハ一同の遺憾此上なかりしなるべし当日ハ午後五時頃より開会し一同食卓に就き交々と懇談ありて当日の幹事高橋捨六氏ハ立て開会の主意を述へ次に浜尾新氏一場の演説を試ミ引續て非法典編纂委員の一人なる山田喜之助氏ハ左の如く報告を為されたり

前期法学士会ニ於テ岡村輝彦氏及ヒ余ノ提議ニヨリ法典編纂ヲ急速ニスベカラサルコトニ関シ討議ヲ尽クシ會員多数ノ賛成ニヨリ要路諸大臣ニ法学士会ノ意見ヲ開陳スルコトヲ決シ当時右委員ニ選ハレタルハ岡村輝彦、元田肇ノ両氏并ニ余ノ三名ナリシ而シテ余等委員ノ所為ハ略々會員ノ一部分ニハ己ニ領知セラル、所ナルベケレトモ今其顛末ノ概略ヲ報告スベシ

法学士会ノ意見書ヲ起草スルニ付委員ノ外之ニ尽力セラレタルハ菊池武夫、合川正道等ノ諸氏ニシテ茲ニ其勞ヲ謝セサルベカラス稿成ルニ及ンテ之ヲ印刷ニ付シ各位ニ回致シタルモノハ即チ要路諸大臣ニ呈出シタルモノニシテ之ト毫モ異ル所アルナシ而シテ右奔走ノ勞ニ従事シタルハ岡村輝彦、増嶋六一郎、元田肇、合川正道ノ諸氏及ヒ余ヲ合セテ五六名ナリシ又在野ノ名士中ニハ板垣退助、福沢諭吉等諸氏ニモ訪問ノ上親ク其意見ヲ述ヘタリ當時条約改正ニ関スル問題未タ世上ニ出テス余等ノ為ス所ハ恰モ霜曉ノ鐘聲ニ異ラス從テ又深ク世上ノ注意ヲ促スニ至ラス然レトモ余輩ノ素志ハ之ヲ輿論ニ訴ヘテ是非ヲ決スルニアラスシテ国家ノ大事ニ付要路諸大臣ノ注意ヲ促スニアルコトナレハ敢テ新聞紙上等ニ喋々セラル、ノ意思ナカリシ然ルニ内外諸新聞記者ハ或ハ余等ノ意見ニ賛成シ或ハ之ニ反對シ互ニ論議ヲ糜シタリ而シテ其反對ノ意見ニ至テハ一々之カ弁駁ノ勞ヲ執リ更ニ余輩アルナシ就中横浜ナル横字新聞ニ対スル駁論ニ至テハ増島六一郎氏及他一名ノ学士ハ尤モ熱心ヲ尽クサレタリ前ニ述フル如ク余輩ノ主意ハ偏ニ要路大臣ノ注意ヲ促スニアルコトナレハ敢テ大臣ヨリ之カ決答ヲ求ムルノ精神ニアラス又採否如何ニ付彼は苦情ヲ述フル筈モナケレハ唯一遍ノ遊説ヲ以テ委員ノ職務ハ尽キタルモノト思料シ公然タル行ヒハ其後之ヲ差控ヘタリ然ルニ幾ナラスシテ条約改正ニ関スル世論、沸騰シ一時極端ニ達シテ夏季休暇ノ時期トナリ余輩モ又各々各地ニ散乱セリ然レトモ世論ハ秋冷ト共ニ冷却セス益々熱度ヲ高ムル勢ナレハ余モ一案ヲ廻ラシ要路諸大臣ノ為メニ画策センコトヲ試ミタリ即チ八月三十日箱根地方ヨリ帰京シ九月二日始テ大隈外務大臣ニ面シ民法草案及ヒ訴訟法草案ヲ法学士会又ハ其一部分ニ下付シ修正ノ意見ヲ呈出セシメラレン^{メト}ヲ建議シタリ當時余カ同大臣ニ面シタルハ一己人ノ資格ヲ以テシタルモノニシテ敢テ自ラ法学士会ノ委員ナリトハ云ハス後右初志ヲ貫カンカ為ニ同大臣ニ往復シタルコトハ殆ント十回ニモ及フベシ同大臣ニモ遂ニ余カ意見中幾

分ノ取ルベキモノアリト思料セラレタルニヤ司法大臣ニ面シテ協議スベシト約セラレタリ依テ余ハ又更ラニ自ら山田司法大臣ニ面シ外務大臣ニ述ヘタルコト略々同一ノ意見ヲ述ヘタリ而シテ其間外務大臣ヨリモ司法大臣ニ面議セラレタル由ナレトモ遂ニ其要領ヲ得ルニ由ナシ余カ司法大臣ニ面シタルハ兩三回ニシテ素ヨリ斯ル重大ナルコトニ付容易ク採容アルベシトモ思ハス又其事ノ頗フル行レ難キヲ感知セリ然レトモ止ムベキニアラサレハ着々主旨ノアル所ヲ面陳セリ然ルニ此間、条約改正ノ問題ハ益々熱度ヲ加ヘ諸大臣ニモ非常ノ多忙ニテ容易ニ面謁ノ機会ヲ得ルコト能ハス且此時ニ当リテハ余モ又少シク差控ユルヲ以テ適當ナリト思料シタリ然ルニ未幾、或ル意外ナル筋ヨリ警報ヲ伝ルモノアリ曰ク商法草案ハ不日ニシテ發布セラルベシト余ノ驚愕ハ各位ニ於テモ推知セラレベシ依テ直ニ司法大臣ニ面シ其不可ヲ具陳シタレトモ事急ニシテ及ハサルモノ、如シ依テ断念シテ最早之ニテ尽クスベキコトナシト思料シタレトモ少シク理由アリテ三条内大臣ニ面シ四方山ノ話ヲナシ又伊藤樞密院議長ニ面会ヲ求メタレトモ不在ニテ其意ヲ遂ケス依テ其翌日即チ去ル五日ヲ以テ再ヒ訪問シタルニ幸ニ在宅ニテ容易ク面会ノ榮ヲ得タリ偕テ余カ内大臣及樞密院議長ニ面会ヲ求タルハ兼テヨリ少シク思料スル所アルカ故ニシテ元ヨリ商法草案ニ付云々スルカ為ニハアラス然ルニ議長ニ面シタルトキ議長余ニ告クルニ商法草案ノ至急ニ發布ニ至ラサルベキヲ以テセリ而シテ余カ諸大臣ト為シタル對話ノ主意ハ遺憾ナガラ今之ヲ報告スルコトヲ得ス聞ク所ニヨレハ法典編纂委員会ハ昨日ヲ以テ閉鎖セラレタル由ナリ依テハ委員ノ權限已ニ今日ニ至リテ尽キタルヲ信シ聊カ他ノ委員ニ代リ其概略ヲ報告ス（後略）⁶

この記事は、一八八九（明治三二）年一〇月二五日に麹町区にあった富士見軒を会場として法学士会の秋季大会が

開催された時の模様を伝えている。それによれば、来賓にはもともと榎本武揚文部大臣、渡辺洪基帝国大学総長、加藤弘之元老院議官を招いていたようであるが、いずれも差し支えがあるということで欠席し、当日の出席者は浜尾新のみであった。榎本らの欠席には、その立場上、政府の法典編纂に異を唱える法学士会の大会に出れば、彼らも同様にみなされるとの懸念があったと推察される。

さて、午後五時に始まった大会では幹事高橋捨六が最初に開会の主旨を述べた後、浜尾の演説に続いて山田喜之助が報告に立った。山田はまず前期（春季）法学士会において岡村輝彦と図って法典編纂を急速にすべきでないことに関し討議を尽くし、会員多数の賛成により政府の諸大臣に法学士会の意見を開陳することに決し、その委員には岡村、山田とともに元田肇の三名が選ばれたという。そして、法学士会の意見書を起草するにあたってはこの三名のほかには菊池武夫、合川正道などが尽力し、出来上がった原稿を印刷に付して諸大臣に呈出したものと同様のものを会員に回し、その労に従事したのは岡村、元田、合川、山田に加えて増島六一郎など五、六名であったことを伝えている。またそれとは別に在野の板垣退助や福沢諭吉にも訪問の上、法学士会の意見を親しく述べたともいう。

ここにみられる法学士会の意見書の作成からさらに彼らが企図した諸大臣への意見書の配付に関わった人々は、法学士会員であると同時に全員が英吉利法律学校の創立者であった。⁽⁷⁾ 山田の報告にみられる意見書の印刷物は、国立国会図書館でデジタル化され現在公開されている飾り罫で表題が囲われた本文五頁からなる「法典編纂二関スル法学士会ノ意見」⁽⁸⁾がそれに該当すると思われる。その内容はすでによく知られている。ここで注目しておきたいのは末尾の奥付についてである。そこには「明治二十二年五月十三日印刷」「明治二十二年五月十六日出版」という二つ並んだ記述と、その下に「発行兼編輯者 粟生誠太郎 京東神田区今川小路二丁目十七番地寄留」およびその左隣に「印刷

者 松沢玨三 東京麹町区下六番町十七番地」とある。

従来、法学士会の意見書が五月に出されたものであることは本文末尾の「明治二十二年五月」の記述から明らかであったが、具体的に山田たちの政府要人への働きかけが始まったのはこの「五月十六日出版」という日付から一八八九（明治二二年）の五月半ば以降ということになる。また発行兼編輯者の粟生は福岡県土族で一八八八（明治二二年）七月に英吉利法律学校を卒業し、この年の一月から一〇月まで『法理精華』の発行兼印刷者を務めた人物で、松沢は同年七月から一八九〇（明治二三年）年までの間、英吉利法律学校および東京法学院の学則の印刷を同労舎活版所として請け負っていた人物であった。以上のことから、法学士会の意見書は、同会員の中でもとりわけ英吉利法律学校創立者たちが深く関与しており、その印刷出版にあたっては同校卒業生の粟生と同校学則の印刷業者松沢という二人の英吉利法律学校関係者が担っていたことがわかる。

さらに山田の報告によれば、彼らが活動を始めた当時は条約改正に関する問題は未だ世上にのぼっておらず、その活動も世上の注意を促すに至らなかつたようであるが、そもそも彼らの素志は世論に訴えて法典編纂の是非を決するのではなく、それが「国家ノ大事」であるという認識の上に立って「要路諸大臣」に注意を促すことにあつた。山田は繰り返し「余輩ノ主意ハ偏ニ要路大臣ノ注意ヲ促スニアルコトナレハ敢テ大臣ヨリ之カ決答ヲ求ムルノ精神ニ」あらずといい、公然たる行動はその後控えたが、間もなく条約改正に関して世論が沸騰したことから大臣への接触を画策し、九月二日大隈重信外務大臣に面会し、民法草案および訴訟法草案を法学士会またはその一部に下付し修正意見の提出を建議したという。山田はこの大隈への面会は一個人の資格をもつて行ったもので法学士会のことは敢えて持ち出さず、初志貫徹するためその往復は一〇回におよび大隈が山田顕義司法大臣と協議すると約したことから、さら

に司法大臣にも三度面会して意見を陳述したが、山田司法大臣の気持ちをも動かすことはできなかったと述べている。もとより山田喜之助は彼らの主張が容易に受け入れられるとは考えていなかったが、条約改正問題と絡んで商法草案が時を待たず発布されるという情報に接して驚きを隠せず、山田司法大臣に発布の不可を具陳したが、それもおよびず、なお三条美内大臣や伊藤博文枢密院議長にも面会し持論を開陳していたようである。

ところが、山田喜之助が積極的に大隈外務大臣に働きかけていたところには、すでに外国人裁判官任用をめぐる条約改正交渉への反対運動が高まり、法学会秋季大会直前の一〇月一八日に起こった大隈遭難によって政府は条約改正交渉中止を決定し、大会当日の同月二五日には総理大臣黒田清隆が辞職する事態となっていた。一方、司法大臣山田顕義は法律取調委員長となって司法省法律取調委員会を主宰しており、ロエスレルが起草した商法草案またポアンナードが中心となって手がけていた民法草案に基づいて両法典の編纂を推し進めていた⁽⁹⁾。したがって、大隈外交による条約改正交渉が頓挫しつつあるとはいえ、政府にあって山田司法大臣らにしてみれば、法学会の意見は到底受け容れ難いものであったのである。

一一 延期派の戦略と断行派の戦術

前述の法学会秋季大会における山田喜之助の報告でみたとおり法学会が法典編纂に関する意見書をもって当初企図したことは、あくまでも民法・商法等の法典編纂に対して政府首脳部へ注意を促すことが目的とされ、世論を喚起することにはななかった。ところが、意見書が印刷物となったことによって、山田ら法学会員の意図とは別に、そ

の内容が新聞紙上を通じて流布していく。管見の限りでは、一八八九（明治二二）年五月一九日と同日二二日の読売新聞に二回に分けて「法典編纂に関する法学士会の意見」が連載されているのが知られる。⁽¹⁰⁾ 出版からわずか三日後のことである。山田は、このころはまだ条約改正問題は未だ世上に出ていなかったと前述の報告で述べているが、この後七月から八月にかけて条約改正交渉の中止を求める勢力が増大していた。外務大臣大隈重信が主導する条約改正への排撃は、法典編纂を推進する司法大臣山田顕義への攻撃にも発展していくこととなり、そのことが、やがて法学士会のメンバーを中核とする政府の法典編纂に異を唱える延期派の形成へと繋がっていくのである。

本節では、民法・商法両法典の編纂をめぐる延期派と断行派がそれぞれ公表した意見や論説・論文等を個々にその内容を分析するのではなく、それらを時系列の一覧表にしてみることで、両派の違いがどこにあったのか、検討してみたい。

前節でみたように、法学士会の中で積極的な活動を展開していた山田喜之助や岡村輝彦さらに菊池武夫、元田肇、合川正道といった人々は、すべて英吉利法律学校（一八八九（明治二二）年一〇月東京学院と校名改称）創立者であった。したがって、彼らがその考えを表明する場、すなわち機関誌は『法理精華』と、同誌が発禁処分となった後、後継誌として発刊された『法学新報』ということになる。⁽¹¹⁾ 一方、断行派はフランスから招聘されて民法草案の起草に従事していたボアソナードと関係の深かった岸本辰雄、宮城浩蔵、磯部四郎ら明治法律学校の創立者や講師、のちに和仏法律学校の校長となる梅謙次郎が中心となっていたことから『明法誌叢』、『法治協会雑誌』、『法政誌叢』、『法律雑誌』が彼らの拠って立つ場となっていた。⁽¹²⁾ したがって、延期派對断行派という関係を当時の私立法律学校の関係に置き換えてみると、その基本的な配置の構図は、英吉利法律学校対明治法律学校・和仏法律学校となる。それはまた各々の

法律学校が教授した西欧法すなわちイギリス法対フランス法という対置の構図ともなる。

さて、後掲の「法典論争期における延期派と断行派の機関誌にみる主な意見、論文・論説等一覧」は、表中の「法典実施延期意見」（『法学新報』第一四号、一八九二（明治二五）年五月二五日）と「法典実施断行意見」（『法治協会雑誌』号外、同年五月二一日）および「法典実施意見」（『明法誌叢』号外、同年五月二七日）に名を連ねた論客たちを中心に、¹³ 法学会の意見が出版された一八九九（明治三二）年五月から法典論争が終息に向かう一八九二（明治二五）年一〇月までの間に出示された彼らの意見、論説・論文等を時系列に対比させてまとめたものである。

この一覧を通じてわかることは、第一に一八九九（明治三二）年後半に民法草案財産編が世上明らかとなって延期派（江木衷ら）がその批判を展開して以降、断行派（磯部四郎ら）との間で激しい論戦が始まったということである。そして、一八九〇（明治二三）年四月の民法（財産編・財産取得編（一二章まで）・債権担保編・証拠編）と商法および同年一〇月の民法財産取得編（二三章以下）・人事編の公布を挟んで、社会に強い衝撃を与えたのが、一八九一（明治二四）年八月に発表された穂積八束の「民法出テ、忠孝亡フ」¹⁴であった。

第二は、この後、一八九二（明治二五）年の第三回帝国議会期において延期派と断行派との間で論戦の進め方に大きな違いが出てくることである。すなわち延期派は『法学新報』に一度だけ「法典実施延期意見」を掲載し、それ以外は個別に民法草案や断行派の論説・論文を批判し、一方の断行派は磯部四郎らが個別に延期派を批判すると同時に「法典実施断行意見」「法典実施意見」を断行派の人々が関わっている複数の機関誌に繰り返し掲載していたという事実である。『法学新報』第一四号（一八九二（明治二五）年五月二五日）に掲載された延期派の意見には「此意見書ハ社友江木衷、高橋健三、穂積八束、松野貞一郎、土方寧、伊藤悌治、朝倉外茂鉄、中橋徳五郎、奥田義人、山田

喜之助、岡村輝彦諸氏ノ起草ニシテ、曩、キニ朝野ノ名士ニ頒布シタル所ノモノニ係ル所論痛快、考証又々憑拠アリ依テ掲ケテ我法學新報ノ社説トス（傍点引用者）との一文が付されていた。ここから明らかなように、延期派の人々は『法學新報』に意見を掲載する前にすでに意見を作成し頒布していたのである。

その意見書とは、『法學新報』第一四号に掲載される一カ月前の一八九二（明治二五）年四月一三日印刷・同一四日出版の表紙に「法典実施延期意見」とあるほか「秘」の朱印が押してあるもので、内容は意見と別冊の参考書からなっており、前者が五丁、後者には最初に目録と題して「新法典ハ倫常ヲ壞乱ス」に始まる民法批判の七カ条が掲げられ、その後本文二一丁が続いている。奥付には印刷・出版の年月日のほか編纂者入江久太郎と印刷者兼発行者松沢珥三の名がある。⁽¹⁵⁾ 入江については「東京市神田区猿樂町十七番地花井卓蔵方」という以外、英吉利法律学校・東京法学院との関係特定できないが、松沢は前述したとおり学則の印刷業者として英吉利法律学校・東京法学院に関わっていた人物である。

『法學新報』第一四号に付された前述の一文から明らかなように、延期派の人々がこの意見書について最初に目論んだのは「法典編纂ニ関スル法學士会ノ意見」と同様に政府の諸大臣をはじめとする「朝野ノ名士ニ頒布スル」ことであったのである。一八九二（明治二五）年四月二七日付東京朝日新聞には「法典実施延期意見書配布」と題した次の記事が掲載されている。

近頃英法學派の一団体とも称すべき江木衷、高橋健三、穂積八束、松野貞一郎、土方寧、伊藤悌治、朝倉外茂鉄、中橋徳五郎、奥田義人、山田喜之助、岡村輝彦等の諸氏ハ法典実施延期に関する意見書を草して朝野の有力家に

配布せしよし同意見書ハ簡單なるものなれど別に参考として新法典ハ倫常を壞乱す、新法典ハ憲法上の命令權を減縮す、新法典ハ予算の原理に違ふ、新法典ハ国家思想を欠く、新法典ハ社会の經濟を攪乱す、新法典ハ税法の根源を變動す、新法典ハ威力を以て學理を強行す等の諸項を附記し美濃紙二十一二枚もある中々細密のものなるが如何なる故か表紙に秘密の朱印を捺し密封して一昨夜來夫々發送せりと又法典派にてハ之を聞て大に激昂し從來同派に於てハ非法典派が只漠然新法典ハ不備欠典多しと云ふに止りて如何なる点が不備欠典なるや之を指摘せざる故之反駁するに苦しみしが右趣意書によりて漸く反駁の材料を得たりとて已に弁駁書の起草に取掛りたる由なれば是より兩派の軋轢は中々の見物なるべしと⁽¹⁶⁾(傍点―引用者)

続けて翌二八日付東京朝日新聞にも「法典延期の意見書配布に就て」の見出しで次の記事が載った。

前号に記せし如く英法學者の一派より朝野の有力家へ頒ちたる法典実施延期の意見書を秘密書類として配布せし理由を聞くに非法典派の一味徒党とも云ふべき該書に連署したる諸氏ハ重に官職を帯びたる身なるを以て政府が実施必要と認めて發布したる法典を非難するハ大に憚る所ありて斯くハ秘密書類として配布せし由去りながら立憲政治の行はるゝ今日斯る重大の問題を秘密に決行し得らるべきものに非ず一旦印行して世に配布せし以上ハ早や秘密界を脱したるに相違なし聞く所によれば已に某大臣如きハ此事を聞込み現政府が必要と認めて發布せし法典を其政府に事へながら之を非難攻撃するハ取りも直さず手足を以て其身体を傷くると同様にて其行為甚だ不都合なりとて大に憤激し居る由なれば是亦内閣の一問題となるべしと云へり⁽¹⁷⁾

右の二つの新聞記事からすると、延期派は四月二五日ころ意見書を「朝野」の名士、有力家に宛て発送したが、その際「秘密書類」としたのは意見書に連署したおもだった人々が官途についていたことから、政府の発布した民法・商法両法典を非難することが大いに憚られたからだという。確かに、江木衷や菊池武夫などは、当時内務大臣秘書官、司法省民事局長の立場にあり、公然と政府の既定方針に異を唱えることは難しかったであろう。そうした中で延期派のとった策は「法典派にてハ之を聞て大に激昂し従来同派に於てハ非法典派が只漠然新法典ハ不備缺典多しと云ふに止りて如何なる点が不備缺典なるや之を指摘せざる故之反駁するに苦しみしが右趣意書によりて漸く反駁の材料を得たり」と、断行派が実施意見を繰り返し発していくことへの引き金になったのである。

このようにしてみると、延期派の「法典実施延期意見」は法学士会の「法典編纂二関スル法学士会ノ意見」以来、一貫して政府要人や朝野の有力者をまずはねらいとしたもので、そこに彼らの戦略があったことがわかる。ちなみに延期派にあつて司令塔の立場にあつた高橋健三の筆と推定されるメモによれば、まず意見書を法学士会員に配り同意を求めること、次に各大臣に遊説するとし松方（正義）へは高橋健三と奥田義人、榎本（武揚）へは岡村輝彦と穂積陳重、副島（種臣）へは朝倉外茂鉄と中橋徳五郎、田中（不二麿）へは岡村と穂積八束、大木（喬任）へは朝倉と岡山兼吉、河野（敏鎌）へは土方寧と穂積八束、後藤象二郎へは江木衷と松野貞一郎、樺山（資紀）へは山田喜之助と松野、高島（勲之助）へは奥田と高橋が、それぞれ二人一組でことにあたろうとしていたことや枢密顧問官へは伊東（巳代治）を通じて尽力することが記されており、最後に帝国議会議員には国別に談判を開くことを計画していたことが窺い知れる。右の遊説で名前が挙がっている延期派の人々はいずれも英吉利法律学校（東京法学院）の創立者や講師であった。それに比較して断行派は、各種の機関雑誌を活用しながら断行意見を社会一般に広めていく戦術を採っていたと

機関誌にみる主な意見、論文・論説等一覧

1889 (明治 22) 年 5 月～ 1892 (明治 25) 年 10 月

断行派論文名	氏名	掲載誌名・号数	発行年月日
法学士会の意見	雑録	明法雑誌 84	M25.5.25
法理精華ヲ読ム 一～四	磯部四郎	法政誌叢 99、100、 102、104	M23.1.10 ～ 3.25
法典発布ニ就テ	岸本辰雄	法政誌叢 107	M23.5.10
立法論	城 数馬	法治協会雑誌 1	M24.7.12
法廷ノ所感	岸本辰雄	法治協会雑誌 1	M24.7.12
新法制定ノ沿革ヲ述ブ 一・二 完	磯部四郎	法治協会雑誌 2、3	M24.8.12、9.15
論商法	梅 謙次郎	法治協会雑誌 2	M24.8.12
法典維持論ハ英法学者 ヨリ起ル	宮城浩蔵	法治協会雑誌 5	M24.11.10
商法部分施行論	宮城浩蔵	法治協会雑誌 6	M24.12.15
法典実施ノ必要	磯部四郎	法治協会雑誌 10	M25.4.15
法典実施断行意見	岸本辰雄ほか 7 名	法治協会雑誌号外	M25.5.11
法典実施断行意見	法治協会	法律雑誌 883	M25.5.15
法典実施意見	梅 謙次郎ほか 6 名	明法誌叢号外	M25.5.17
法典実施意見	梅 謙次郎ほか 6 名	明法誌叢 3	M25.5.21
法典ノ実施ニ関スル明 法会ノ意見	梅 謙次郎ほか 61 名	明法誌叢号外	M25.5.23
法典実施断行意見	和仏法律学校校友会	法律雑誌 884・885	M25.5.25、6.25
法典断行意見	東京府下代言人有志者 107 名	法治協会雑誌号外	M25.6.1
法典ノ実施ニ関スル明 法会員ノ意見	論説	明法誌叢 4	M25.6.21
法典実施断行意見	岸本辰雄ほか 7 名	法治協会雑誌 11	M25.7.3
法典ノ実施ニ関スル明 法会員ノ意見	梅 謙次郎ほか 61 名	法治協会雑誌 11	M25.7.3
条約改正ト法典実施	仏国法律博士 本野一郎	法治協会雑誌 11	M25.7.3

※断行意見については、同内容でも、掲載誌が異なっている場合はそれぞれ取り上げている。M= 明治

(明治法律学校関係)の新資料四編『法律論叢』第 75 巻第 5・6 号 2003 年 3 月
 律学校による著名な法典施行断行論『法律論叢』第 76 巻第 2・3 号 2004 年 3 月
 みる法典論争関係記事』(1)～(6・完)『法律論叢』第 77 第 1 号～第 83 巻 1 号 2004 年 9 月～2010 年 9 月

法典論争期における延期派と断行派の

	延期派論文名	氏名	掲載誌名・号数	発行年月日
1	法学士会ノ意見ヲ論ス	増島六一郎	法理精華 11	M22.6.1
2	民法草案財産篇批評 第一回～第四回	江木 衷	法理精華 19、21、22、24	M22.10.1 ~ 12.15
3	法文中倒産行為ヲ明示ス可シ	朝倉外茂鉄	法理精華 25	M23.1.3
4	日本法学ノ退歩ヲ予防スベシ	山田喜之助	法理精華 34	M23.5.15
5	日本民法ニ於ケル証拠保全ノ規定	岡村輝彦	法理精華 35	M23.6.1
6	国家的民法	穂積八束	法学新報 1	M24.4.25
7	法典研究之心得	中橋徳五郎	法学新報 2	M24.5.25
8	民法出テ、忠孝亡フ	穂積八束	法学新報 5	M24.8.25
9	日本法典研究之心得	土方 寧	法学新報 6	M24.9.25
10	法典修正問題	社説	法学新報 13	M25.4.25
11	民法証拠篇ノ欠点	土方 寧	法学新報 13	M25.4.25
12	家制及国体	穂積八束	法学新報 13	M25.4.25
13	法典実施延期意見	社説	法学新報 14	M25.5.25
14	読法典実施断行意見書	社説	法学新報 14	M25.5.25
15	法典実施断行論者ノ自白	高橋健三	法学新報 14	M25.5.25
16	法典断行説ノ妄ヲ弁ス	奥田義人	法学新報 14	M25.5.25
17	新民法に於ける富講	松野貞一郎	法学新報 14	M25.5.25
18	民法商法交渉問題	松野貞一郎	法学新報 15	M25.6.25
19	法典一部延期論ノ妄ヲ弁ス	社説	法学新報 16	M25.7.25
20	民法及ヒ商法修正延期ノ要領	山田喜之助	法学新報 17	M25.8.25
21	誰か民法を不完全なりと謂ふ	冷灰居士 (江木 衷)	法学新報 19	M25.10.20

参考文献

- 『法理精華』第1号～第38号 1889年1月3日～1890年7月15日 村上一博 「旧民商法典施行断行論」
『法学新報』第1号～第19号 1891年4月25日～1892年10月20日 村上一博 「明治法律学校・和仏法
星野通編著『民法典論争資料集』復刻増補版 日本評論社 2013年 村上一博 「明治法律学校機関誌に

みることができる。両派の戦略と戦術の差異はまた次なる段階、すなわち第三回帝国議会における攻防とどのように関わっていたか、延期派の動向に着目して、次にその軌跡を追うこととしたい。

二 第三回帝国議会と臨時法典修正局設置案の建議

これまでみてきたように「法典編纂ニ関スル法学会ノ意見」を端緒とする法典論争は、その後、延期派と断行派の両派が公布された民法・商法をめぐって、互いの主張を激しく応酬する様相をみせていた。そのような状況に一つの決着をつけたのが一八九二（明治二五）年五月六日から六月一四日の間に開かれた第三回帝国議会であった。当然のことであるが、帝国議会が法典論争の舞台となったということは、それまでの法典論争が延期派・断行派双方の法学者間のことであつたのに対して、それが政治問題に転化したということを意味する。したがって、法典論争はこの議会において法律案の審議という形態をとることになる。具体的には、まず同年五月一六日に貴族院において村田保が公爵二条基弘外一―四名の賛成者を得て発議した「民法商法施行延期法律案」が同月二六日から審議に入り、三読会を経て一部修正のうえ二八日に可決された。そして、続いて六月三日から衆議院において貴族院提出の同法律案を審議し、同じく三読会を経て同月一〇日、原案通り可決した。その後、この法律案については両議院の議決を経たものとして奏上され、一月二二日に裁可があり同月二四日に「民法及商法施行延期法律」として公布されるに至つた。これにより民法・商法のほか商法施行条例および法例もあわせて、その修正を行うため一八九六（明治二九）年二月三十一日までその施行が延期されたのである。⁽²⁰⁾

ところで、従来、右の歴史的な経過によって法典論争そのものは終息したとみなされるが、果たして延期派の人々の活動は、この間これまで語られてきたことのみであったのだろうか。一八九二（明治二五）年六月一六日付の『官報』第二六八九号の「帝國議會」「衆議院」の項に着目すると、そこには「議案提出 左ノ議案ヲ提出セリ」に続いて「議員鳩山和夫、三崎亀之助、元田肇、佐々田懋、鈴木万次郎、中村彌六、関直彦ヨリ臨時法典修正局設置建議案」の一文がみえ、それから議會会期末の六月一四日に鳩山ら衆議院に集った延期派議員たちが六月一〇日の「民法商法施行延期法律案」の議決を経て、即座に民法と商法の修正に向けて動き出していたことがわかる。

それではいったい彼らはどのような建議案を提出したのであるうか。それが左に掲げる資料である。

（表紙）

「臨時法典修正局設置建議案（緊急事件）」

臨時法典修正局設置建議案（緊急事件）

右衆議院規則第八十六条ニ依り提出候也

明治二十五年六月十三日

提出者

鳩山和夫 三崎亀之助 元田 肇 佐々田 懋 鈴木万次郎 中村彌六 関 直彦

賛成者

長野一誠 大島 信 村山龍平 大東義 徹 佐藤昌藏 村野山人 片野東四郎 藤田孫平

明治法典論争期における延期派の軌跡（中川）

浮田桂造 川本 達 工藤行幹 新田甚左衛門 小柳卯三郎 新井章吾 柏田盛文 篠田政龍
 曾我部道夫 小西甚之助 牛場卓藏 山本 登 松崎秀太郎 太田 実 森本藤吉 上田農夫
 西 毅一 横井善三郎 鶴飼郁次郎 八田謹二郎 林田騰九郎 岡崎運兵衛 稲垣 示 岡田孤鹿
 中小路与平治 伊藤謙吉 植田理太郎 川原茂輔 齋藤 斐 安部井磐根 佐々木正藏 朝倉親為
 高井幸三 稲田又左衛門 紫藤寛治 片岡直温 有吉平吉 渡辺磊三 香月恕経 椎野伝治郎
 箕浦勝人 平山靖彦 吉岡倭文磨 藤野政高 大垣兵次 大野亀三郎 兎山 陶 川島宇一郎
 角 利助 橋本善右衛門 後藤 敬 山田嘉毅 福田久松 田中源太郎 植田清一郎 丸尾文六
 大坪利晋 佐々木政父 野口 褰 加藤政之助 河島 醇 津田真道 武市安哉 高瀬藤次郎
 立石 岐 田中鳥雄 菊池九郎 犬養 毅 植木志澄 榊 喜洋芽 島田三郎 森 東一郎
 鈴木昌司 伊藤大八 齋藤珪次 改野耕三 小倉良則 荒谷桂吉

建議案

民商両法典及其附属諸法律ノ施行延期法律案ハ既ニ大多数ヲ以テ貴衆両院ヲ通過セリ而シテ其延期ノ目的ハ案文中ニ明示スル如ク修正ヲ行フニアリテ存スルカ故ニ今ヤ直ニ此業ニ著手シ之ヲ竣ヘタル某種ノ法律ハ速ニ実施シテ其實ヲ曠シクセサルヲ期スヘキナリ其修正著手ノ方法ノ如キ先ツ臨時法典修正局ヲ政府ニ置キ之ヲ組織スルニ委員ヲ以テシ其委員ハ学派ニ偏セス情実ニ拘セス専ラ達觀ニシテ学識経験ニ富メルノ士ヲ択フハ固ヨリ論ナシト雖其選択ノ範圍ハ貴衆両院議員法官帝國大学教授特種ノ官吏博士学士代言人実業家等ノ内ニ於テスヘシ其組織斯ノ如クニシテ委員其人ヲ得ハ民情習慣ニ稽查シテ遺憾ナキノ審議修正ヲ遂ルヲ得ン且延期法律案ノ但書ハ延長期

限内ト雖修正既成法律ノ施行ヲ許スモノナルヲ以テ其修正ヲ終リタルモノハ社会需要ノ緩急ニ応シ議會ノ協賛ヲ經隨時単行シテ年々相積ミ其功程ヲ挙レハ期限満期ノ時ニ至リ竟ニ民情習慣ニ適スル法典ヲ大成スヘキナリ殊ニ商法中会社及破産ニ関スル条章ノ如キハ成ルヘク速ニ施行スルノ必要アルヲ以テ修正局ノ創置ニ踵キ第一ニ修正ニ著手スルノ機宜ヲ見ルヘシ仍テ茲ニ建議ス

理由書

法典ハ其關係スル所宏大ニシテ社会凡百ノ事ニ交渉スルヲ以テ特リ議會ノミナラス汎ク社会ノ各部ニ就キ經驗學識アル人士ヲ択ヒテ修正ノ業ヲ委スルヲ要ス殊ニ法官ノ如キ修正委員トシテ闕クヘカラサルモ選舉法ニ拠リ議員タルヲ得ス其他実業家ノ如キモ汎ク院外ニ求ムルノ止ムヲ得サルヲ見ルコトアルヘシ仍テ此建議案ニハ政府ヲシテ臨時法典修正局ヲ創設セシメ以テ委員選取ノ周洽及正当ヲ期シ他日修正ヲ終リタル法律案ノ協賛ニ付セラル、
ニ当リ叮嚀審議シテ其施行ヲ遂ントス是レ建議案ヲ提出セル所以ナリ⁽²²⁾

これによれば、鳩山ら七名が衆議院規則第八六条に基づいて「緊急事件」として建議案を提出したことがわかる。賛成者は長野一誠を筆頭に八六名におよぶ。建議案は「民商兩法典及其附属諸法律ノ施行延期法律案」（民法商法施行延期法律案）が貴衆兩院を通過したことを受けて、修正に着手するため臨時法典修正局を政府に置き、その委員は学派に偏ることなくまた情実に拘泥することなく、貴衆兩院議員、法官（司法官）、帝国大学教授、特種の官吏・博士・学士・代言人・実業家等のうちから選抜するとしている。そして、このようにして組織を作り委員が得られれば、民

情習慣を考慮した審議修正が行われるとして、修正局を創置し法律案の修正に着手することを説いている。「理由書」においても法官はいうにおよばず帝国議會議員、実業家など各分野から経験学識のある人物を修正委員に選ぶ必要が繰り返して述べられている。

これより先、鳩山らは同年五月二四日に「民法商法施行条例及法例施行期限延期法律案」を一六名の賛成者を得て衆議院に提出していた。⁽²³⁾この法律案は、前述の五月一六日付で村田保が貴族院に提出した法律案が審議されることとなり、お蔵入りとなった。⁽²⁴⁾ちなみに、施行期限延期法律案の提出者は鳩山のほか元田肇、三崎亀之助、佐々田懋、鈴木万次郎、関直彦、高田早苗の七名で、高田を除いて六名が建議案と同一人物であり、同法律案の賛成者一六名のうち八六名が建議案の賛成者として名を連ねている。その理由書には「若シ夫レ修正ニ関スル方法手續ハ此法律ノ発布ニ踵キ勅令ヲ以テ臨時法典修正局ヲ設置シ朝野ノ問學識経験ニ富メル達觀ノ士ヲ委員ニ命シ學派ニ偏セス理論ニ泥セス広ク人情風俗及習慣ノ存スル所ヲ檢覈シテ修正ノ完全ヲ期セシムヘキナリ」(傍点―引用者)とあり、それからすると、鳩山らの建議案は、本来彼らが衆議院に提出した施行期限延期法律案に連動していたと考えられるのである。

ところで、建議案には「建議」と「理由書」しか記載がなく、鳩山らが具体的にどのような臨時法典修正局を構想していたのか、明らかにし得ない。六月に建議案が提出されていたことからすれば、それと同時に具体的な構想案が検討されていたのではないだろうか。彼らはいったいどのような構想を抱いていたのであろうか。その手がかりとなるのが、左に掲げる「臨時法典修正局官制」草案である。なお、この資料の掲載にあたり朱書きの箇所は太字、抹消部分は「」内に記した。また(※)の記述は引用者によるものである。

臨時法典修正局官制

第一条 臨時法典修正局ハ民法商法及其附屬諸法律ノ審査修正ニ関スル事務ヲ掌ル

本局ハ内閣中ニ之ヲ置ク

第二条 臨時法典修正局ニ左ノ職員ヲ置ク

委員長 一人

〔修正〕委員 〔若干人〕三十二人

〔報告委員〕

書記官長（不用ナル可シ）

〔書記〕事務官（臨時ノモノナルニ依リ事務官ノ方ヨロシ） 〔二〕五人

〔屬〕書記（臨時ノモノナルニ依リ書記ノ方ヨロシ） 若干人

〔第三条 委員（ハ長）ハ貴族院議員九（名）人、衆議院議員九人、判事五名、帝国大学教授三人、内閣所屬官

吏二人、外務省「 」「省官吏三人、文部「 」「務省官吏二人通信省官吏一人」（※）「は破損箇所

第三条 委員長ハ勅任官委員ハ勅任官又ハ奏任官書記官ハ奏任官書記ハ判任官ヲ以テ之ニ充ツ

第四条 委員長〔及委員〕ハ勅選ニ依リ之ヲ命シ委員ハ〔内閣總理大臣之ヲ選定シ〕左之標準「ニ從ヒ之ヲ選定シ

内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ裁可ヲ經テ内閣ニ於テ之ヲ命ス」（※）「内は付箋

一 貴族院議員 五人

一 衆議院議員 五人

一 判事及検事 五人

一 帝国大学教授 五人

一 内閣〔官吏〕高等官 二人

〔局長又ハ参事官ヲ以テス以下同シ〕

一 外務省〔官吏〕高等官 一人

一 内務省〔官吏〕高等官 二人

一 大蔵省〔官吏〕高等官 一人

一 司法省〔官吏〕高等官 二人

一 文部省〔官吏〕高等官 一人

一 農商務省〔官吏〕高等官 二人

一 通信省〔官吏〕高等官 一人

〔三十二人〕

〔第五条 書記官及書記ハ〕

〔一 法典中農工商ニ関スル〕

〔二 修正ハ商業會議所商工会農会等ノ意見ヲ諮詢スヘシ〕

第五条

一 委員長ハ〔法典修正〕局〔ニ属スル一切ノ事務〕務ヲ総管シ〔委員〕所属僚員ヲ統督シ委員会〔ヲ開□□ス〕

ニ於テ議長ノ職ヲ行フ

〔第六條〕

一 委員ハ〔委員長ノ指揮ヲ承ケ局務ヲス〕法典ノ審査修正ヲ掌ル

〔第七條〕

一 〔書記〕事務官〔長〕ハ委員長ノ指揮ヲ〔受テ〕〔二因リ〕承ケ局〔中一切ノ庶務〕務ヲ〔監督〕分掌ス

一 書記〔官〕ハ〔書記官長〕上官ノ指揮監督ヲ〔受ケ〕承ケ〔議事、〔編纂〕、記録、編纂〕庶務〔會計等ニ関ス

ル事務ヲ分掌ス〕ニ従事ス

〔二屬ハ〕⁽²⁵⁾

（※別紙）

第六條 委員長ハ局務ニ関シ諸規則ヲ定メ及修正ニ必要ナル材料ノ蒐集ヲ各省長官北海道長官府県知事其他実業

ニ関スル諸機關ニ嘱托スルコトヲ得

第七條 委員長ハ局務ニ関シ実業者其他学識経験アル者ニ諮詢スルコトヲ得

第八條 委員長ハ經費予算定額内ニ於テ備員ヲ使用スルコトヲ得

第九條 本局職員ハ無給トス但事務ノ繁閑ニ依リ經費予算定額内ニ於テ委員長及委員ニハ一ヶ年千五百円已下事

務官ニハ六百円已下書記ニハ三百円已下ノ手当ヲ給与スルコトヲ得

修正ニ関スル材料蒐集ノ方法

一、会社法保険法手形法破産法等ニ付テハ農務省重要ナル会社銀行へ意見ヲ問フコト
 一、海商法ニ付テハ通信省海運ニ関スル重要ナル会社へ意見ヲ問フコト

一、人事篇ニ付テハ文部省ニ意見ヲ問フコト

一、財産編中賃借損用益損地上損所得篇中雇傭契約其他ニ付テハ農務省

右意見ハ本年中ヲ限ルコト

修正着手ノ順序ハ証拠法人事篇ノ如キ実業上ニ関係少ナキモノヨリ始ムルコト⁽²⁶⁾

右の資料は、これまでその一部が中央大学創立一〇〇周年記念出版『図説 中央大学 一八八五→一九八五』（一九八五年、三五頁）で初めて紹介された。その後二〇一四年一月二四日から二月二八日まで開催された中央大学・専修大学・明治大学・日本大学の四大学による企画展「近代日本の幕開けと私立法律学校―神田学生街と法典論争―」で全文が展示公開され、そのパンフレットに官制草案の第一条から第五条までが掲載されている⁽²⁷⁾。

この草案は、墨書の部分はその筆跡から当時内閣官報局長の要職にありながら、延期派を主導した高橋健三と推定される⁽²⁸⁾。また、これとは別に「中徳」の朱書のある「修正意見参考之為二」と題された資料がある。その内容は次のとおりである。太字は朱書、「〔 〕」内は抹消部分。

修正意見参考之為二 中徳

第二条

臨時法典修正局ニ左ノ職員ヲ置ク

委員長 一人

委員 五人

臨時委員 若干人

事務官 五人

書記 若干人

臨時委員ハ同時ニ五人以上十五人以下トス

第三条 委員長ハ勅任官事務官ハ奏任官書記ハ判任官ヲ以テ之ニ充ツ

〔第四条〕

第〔四〕三条中「委員ハ勅任官又ハ奏任官」ノ一句ハ第四条兩院議員ト抵触スルヲ以テ之ヲ削除スル方好カラ
ン

第四条 委員長ハ勅選ニ依リ之ヲ命シ委員及臨時委員ハ兩院議員各省高等判事検事及帝国大学教授ヨリ内閣総理
大臣ノ奏請ニ依リ裁可ヲ経テ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第五条 第四項ハ「庶務」ヲ「書記簿記及計算〔一〕ノ事ニ從フ」ト修正シ度シ

第九条 事務官及書記ニ手当ヲ給スルハ穩ナラス書記官ハ判任俸給ヲ与シ事務官ニハ職給制之制限ヲ設クルヲ可
トス⁽²⁹⁾

右の高橋健三の筆になる臨時法典修正局官制草案と中橋徳五郎による参考意見からは、まず高橋が素案（墨書）を起草し、それに中橋の手が加わり、修正（朱書）がなされていったと推察される。そのような経緯からすると、この官制草案は高橋と中橋を中心にして作成された延期派の私案とみることができよう。鳩山らの建議案とこの草案との具体的な関係は判然としない。だが、少なくとも延期派が前述の施行期限延期法律案を衆議院に提出した五月の段階で、それに応じて臨時法典修正局の構想を模索していたことは想像に難くないであろう。官制草案からは彼らが「民法商法及其附属諸法律ノ審査修正」のために内閣に臨時法典修正局を設置し、その委員には貴衆両院議員、判事・検事、帝国大学教授、内閣以下外務・内務・大蔵・司法・文部・農商務・通信の各省から高等官を選ぶなど建議案に沿った幅広い人選が窺い知れる。なお、別紙には修正着手の順序について「証拠法人事篇ノ如キ実業上ニ関係少ナキモノヨリ始ムルコト」とあって民法優先の考えがあつたことを示唆している。

むすびにかえて

「法典編纂ニ関スル法学士会ノ意見」の印刷出版を発端とする法典論争は、延期派と断行派の三年余の論戦を経てその攻防の舞台を第三回帝国議会へと移した。それは一八九〇（明治二三）年に公布された民法と商法をめぐって一八九二（明治二五）年の五月から六月にかけて「民法商法施行延期法律案」が貴衆両院において可決されたことで一つの決着をみた。その間に延期派がとつた基本戦略は、延期論を直接世論に訴えるのではなく、法典編纂が「国家ノ大事」であるという観点に立ち、一貫して「要路諸大臣」をはじめとする「朝野ノ名士」に勸説することに

あつたのである。したがって、法学士会の意見書や「法典実施延期意見」は、そのための手段として準備され用いられたのであつて、断行派が関連する機関誌に繰り返し「法典実施断行意見」「法典実施意見」を公表し、世論に訴えかけた戦術とは明らかな違いがあつたことを指摘しておきたい。

そして本稿で明らかにしたように、延期派は第三回帝国議会における民法・商法の延期に絡んで「臨時法典修正局」に関する官制を構想し、その設置建議案を衆議院に提出したと考えられるのである。同建議案は結局日の目をみないが、ここからは少なくとも彼らが民法・商法および附属法律の施行延期を、帝国議会を舞台に勝ち取つたことに終始するのではなく、そこからどのように修正を進めていこうとしていたか、その軌跡の一端が窺えるのである。一八九三（明治二六）年、内閣総理大臣伊藤博文を総裁とする法典調査会が設置されて調査審議が始まつていく。⁽³⁰⁾ 法典調査会の委員には当初同規則四条により高等行政官、司法官、帝国大学教授、国會議員その他学識経験者から任命されることになつていたことからすれば、⁽³¹⁾ 延期派の描いた「臨時法典修正局」構想との関連を少なからず想起させる。そのことと六十会を組織して活動を継続した延期派の動向等については今後資料の調査を進めながら、また稿を改めて検討したいと思う。⁽³²⁾

(1) 吉井蒼生夫「法典論争研究への関心」（『神奈川大学法学研究所研究年報』一五、一九九六年、二二五—二三一頁）。

(2) 村上一博氏の断行派に関する近年の主な研究成果には、「明治法律学校機関誌にみる法典論争関係記事」一一七（『法律論叢』第七七巻一号、七八巻六号、七九巻六号、八〇巻一号、八二巻一・六号、八三巻一号、二〇〇四年—二〇一〇年）、「旧民商法施行断行論（明治法律学校関係）の新資料四編」（『法律論叢』第七五巻五・六号、二〇〇三年）、「明治法律学校・和仏法律学校による著名な法典施行断行論」（『法律論叢』第七六巻二・三号、二〇〇四年）などがある。また「日本之法律」に掲

載された法典論争に係る研究成果として「『日本之法律』にみる法典論争関係記事」一一六（『法律論叢』第八〇巻四・五号、八一巻一、八一巻四・五号、八一巻六号、八三巻四・五号、八三巻六号、二〇〇八年—二〇一一年）がある。

(3) 延期派に関しては、管見の限りであるが、星野通編著『民法典論争資料集』（一九六九年第一版、〔復刻増補版〕二〇一三年）以降、断行派のような資料の蓄積がみられないのではないだろうか。

(4) 国立国会図書館デジタル化資料（特五四—四九七）。法学士会の意見書は前掲星野『民法典論争資料集』（〔復刻増補版〕に
 原典と照合の上、一九六九年版と原典との不一致がある箇所を「復刻増補 対照表」としてまとめ再録されている。なお、
 参考までに左にデジタル化資料を全文掲載しておく。合字はカタカナで「コト」「トモ」と開いた。

（表紙）

「法典編纂二関スル法学士会ノ意見」（※飾り罫の囲みあり―引用者注）

法典編纂二関スル法学士会ノ意見

法典編纂ノ大業タル固ヨリ論ナキノミ歐洲ニ在テモ独国英国ノ如キハ夙ニ負望ノ士ニ托シテ之カ編纂ニ従事セ
 ント勉勵幾歲月ヲ費消シ稿ヲ更ムルコト又数次而シテ尚ホ且未タ公然発布スルニ至ラス其事業困難ニシテ慎重ヲ
 要スルコト知ルヘキ也然ルニ聞ク所ニヨレハ政府ハ法典編纂ノ奏功ヲ期月ノ間ニ促スノミナラス統テ其成稿ヲ発
 布セラレントスト是レ豈ニ急激ニ失シ至難ノ事業ニ処スル道ニアラサルナキヲ得ンヤ我々漫ニ其事業ノ困難ヲ恐
 レテ之ヲ放擲セシメンコトヲ望ムニ非ス然レトモ法律学ノ發達明法ノ士ノ輩出ニ於テ我邦ノ遠ク及ハサル彼英独
 諸国ニ於テスラ容易ニ成シ得サルコトヲ視レハ法律編纂ノ速成ヲ期セラル、ハ国家ノ為ニ畏懼セサルヲ得ス
 法典編纂ノ可否ニ付テハ欧米法学者ノ議論区々ニシテ今日ニ至ルモ未タ一定シタリト謂フヘカラス元来法律ハ社
 会ノ進歩ニ伴フヘキモノナルニ一旦法典ヲ定ムルトキハ他日欠遺ヲ發見シ不便ヲ感スルコトアルモ輒ク之ニ変更
 ヲ加フヘカラス欠アレハ即チ之ヲ補ヒ弊アレハ即チ之ヲ矯ムヘシトハ席上ノ論ニシテ法典ノ下ニ立つ国民ノ容易
 ニ実行シ能ハサルコトタルハ事実ニ照シテ明カナリ又法律ハ之ヲ遵奉スヘキ国民ノ必要ニ随テ起ルヘキモノナ
 ルニ法典ヲ編纂スルニ当テハ朝令暮改ヲ避ケ後來社会ノ変遷ヲ予想シテ之ニ備ヘシコトヲ期スルカ故ニ其必要未
 タ生セサルニ先シテ法条ヲ設ケ国民ヲシテ遵守ニ苦シマシムルコトナシトセス是レ学者カ容易ニ法典編纂ヲ可ト

セサル所以ナリ

夫レ歐洲諸国ニ於テ所謂法典編纂ナル者ハ専ラ既存ノ法例ヲ編輯スルノ義ニ過キス假令更改スル所アルモ亦只旧慣故法ヲ修正加除スルニ止マル然ルニ我邦ノ法典編纂ハ之ト異ニシテ専ラ歐洲ノ制度ヲ摸範トスルモノナレハ旧慣故法ヲ參酌スルコト殆ト有名無実ニシテ要スルニ其大体ハ新規ノ制定ナルヲ以テ彼我編纂ノ難易得失決シテ同日ノ談ニアラサルナリ且聞ク商法訴訟法ハ独乙人某々氏ノ原按ニシテ民法ハ仏国人某氏ノ原按ナリト我々固ヨリ邦ノ異同ニヨリ是非ノ評ヲナスニアラス唯恐ル、所ハ此数氏ノ間ニ於テ充分ノ協議ナキカ為メ彼此互ニ抵触ヲ來スノミナラス其学派亦異ナルカ為ニ法典全部ニ對スル主義ノ貫通セサルニ在リ

政府カ法典編纂委員ヲ設ケテ法律取調ニ從事セシメラル、ハ我々ノ非議スル所ニアラス唯其成功發布ヲ急ニセサルンコトヲ希望スルナリ惟フニ我邦社会ハ封建ノ旧制ヲ脱シ百事改進ノ際ニシテ變遷極リナキカ故ニ今例規習慣ヲ按シテ法典ヲ大成セントセハ封建ノ旧制ニ依ルヘカラス又専ラ歐米ノ制度ニ則ルヘカラス其事業実ニ困難ニシテ強テ之ヲ遂クル時ハ民俗ニ背馳シ人民ヲシテ法律ノ煩雜ニ苦マシムルノ惧アリ故ニ今日ニ於テハ必要不可欠所ノ者ニ限り単行法律ヲ以テ之ヲ規定シ法典全部ノ完成ハ暫ク民情風俗ノ定マルヲ俟ツニ若カサルナリ蓋一國ノ法典ヲ草スルハ固ヨリ教科書論文ヲ著スト同シカラス体裁美論理精ナリト雖トモ民情風俗ニ適セサレハ之ヲ善法ト謂フヘカラス故ニ法典ヲシテ円滑ニ行ハレシメント欲セハ須ラク草按ノ儘ニテ之ヲ公ケニシ仮スニ歲月ヲ以テシテ広く公衆ノ批評ヲ徵シ徐ロニ修正ヲ加ヘテ完成ヲ期スヘキナリ

明治二十二年五月

法学士會

(奥付)

〔明治二十二年五月十三日印刷〕

発行兼編輯者 粟生誠太郎

明治二十二年五月十六日出版

東京神田区今川小路二丁目十七番地寄留

印刷者 松沢玳三

東京麹町区下六番町十七番地

(5) 大久保泰甫著『日本近代法の父 ボワソナアド』(岩波新書三三三、一九七七年)一六〇—一六一頁。

明治法典論争期における延期派の軌跡(中川)

三七七

- (6) 『法理精華』第二号(法理精華社、一八八九年一月一日)五九一六三頁。
- (7) 英吉利法律学校創立者については、『中央大学百年史』通史編上巻(二〇〇二年)三三一―三三三頁に掲載された「英吉利法律学校創設関係法学者の略歴」を参照されたい。
- (8) 注(4)に同じ。
- (9) 大久保泰甫・高橋良彰著『ボワソナード民法典の編纂』(一九九九年、雄松堂出版)、二二二―二二五頁。
- (10) 一八九九(明治二二)年五月一九日付・同二二日付「読売新聞」(ヨミダス歴史館)。
- (11) 『中央大学百年史』通史編上巻(学校法人中央大学、二〇〇一年)二四二頁。
- (12) 注(2)掲載の村上諸論文参照。
- (13) 「法典実施延期意見」に名を連ねたのは、江木衷、高橋健三、穂積八束、松野貞一郎、土方寧、伊藤悌治、朝倉外茂鉄、中橋徳五郎、奥田義人、山田喜之助、岡村輝彦の二一名である。また「法典実施断行意見」(『法治協会雑誌』号外)には、岸本辰雄、宮城浩蔵、熊野敏三、磯部四郎、杉本虎一、井上正一、城数馬、本野一郎の八名が、また「法典実施意見」(『明法誌叢』号外)には梅謙次郎・寺尾亨・栗野慎一郎・加藤高明・本野一郎・高木豊三・杉村虎一の七名が名を連ねていた。
- (14) この論説で穂積八束は民法の施行が日本固有の家族道徳や国体を破壊するものと唱えていた。その煽動的言辞は施行延期を主張する世論を喚起した。瀧井一博氏によれば、八束の法典論は、形式論理を駆使して西洋流の立憲主義を封印し、民法典を通じて国民道徳の涵養を図ろうという二面作戦によって理解されるといふ。(『明治国家をつくった人びと』、講談社現代新書二二二、二〇一三年、二二七―二三四頁)。
- (15) この意見書は、現在、小田原市立図書館所蔵のものと、東京大学大学院法学政治学研究科附属近代法政史料センター(明治新聞雑誌文庫、原資料部)所在のものが確認されている。前者については中央大学創立一二五周年記念展示図録『学びのたから 中央大学の起源・絆・記憶』(二〇一一年、八六―八七頁)および「近代日本の幕開けと私立法律学校―神田学生街と法典論争―」(専修大学大学史編纂課・中央大学大学史編纂課・日本大学大学史編纂課・明治大学史資料センター、二〇一四年、二一頁)に一部画像が掲載されているので参照されたい。後者については、村上二博明治大学法学部教授のご教示による。
- (16) 一八九二(明治二五)年四月二七日付「東京朝日新聞」(聞蔵Ⅱビジュアル(朝日新聞))。
- (17) 一八九二(明治二五)年四月二八日付「東京朝日新聞」(同右)。

(18) 内務大臣秘書官であった江木衷は、一八九二(明治二五)年七月二十六日に内務省参事官(『官報』第二七二四号、一八九二(明治二五)治二五)年七月二十七日)に任ぜられ、翌年二月三日(依願免本官)となった(『官報』第二八七八号、一八九二(明治二五)年二月三日)。また菊池武夫は、一八九一(明治二四)年五月六日に司法省民事局長(『官報』第二三五七号、一八九一年五月七日)に就任したが、同年八月七日に「依願免本官」となった(『官報』第二四三三三号、一八九一(明治二四)年八月八日)。法典論争の渦中で政府の既定方針に異を唱えることと引き換えに両者とも結果的に官途を退いたと推察される。

(19) 中央大学大学史編纂課所蔵「明治法典論争期間関係資料」番号四六。一八九二(明治二五)年五月六日から同年八月八日まで第一次松方正義内閣が成立した。松方内閣総理大臣は大藏大臣を兼務し、榎本武揚は外務大臣、副島種臣は内務大臣、田中不二麿は司法大臣、大木喬任は文部大臣、河野敏鎌は農商務大臣、後藤象二郎は通信大臣、樺山資紀は海軍大臣、高島鞞之助は陸軍大臣であった。なお、このメモは「図説 中央大学 一八八五―一九八五」(学校法人中央大学、一九八五年、三頁)に写真が掲載されているので参照されたい。

(20) 広中俊雄「日本民法典編纂史とその資料―旧民法公布以後についての概観―」(『民法研究』第一卷「通巻第一号」、一九九六年)一三七―一五〇頁。

(21) 一八九二(明治二五)年六月一六日付「官報」第二六八九号(国立国会図書館デジタル化資料)。なお、一八九二(明治二五)年六月一五日付「東京朝日新聞」は、同月一四日衆議院議場においてその最終盤に鳩山和夫が「臨時法典修正局設置の建議を議すべしとの緊急動議を出したれども議長ハ散会を命じたり時に十時二十分」と伝えている。

(22) 国立国会図書館議会官庁資料室所蔵「第三回帝國議會衆議院上奏・建議・決議・動議・質問」一八九二(明治二五)年(請求記号BZ4-T06)。

(23) 国立国会図書館議会官庁資料室所蔵「第三回帝國議會貴族院議案」(請求記号BZ4-T01)。

(24) 「民法商法施行延期法律案審査特別委員會議録」(国立国会図書館デジタル化資料)によれば、六月三日衆議院では貴族院提出の「民法商法施行延期法律案」、鳩山ら提出の「民法商法施行条例及法例施行期限延期法律案」および島田三郎ほか一名提出の「民法中一部延期ニ関スル法律案」の取り扱いをめぐって総議員の中から審査特別委員九名(河野広中・島田三郎・渡辺洪基・渡辺又三郎・牧朴真・関直彦・元田肇・三崎亀之助・鳩山和夫)が選挙され、河野広中を委員長とする特別委員会において同月六日と七日の両日審査が行われ、六月八日付で「貴族院提出ニ係ル民法商法施行延期法律案ヲ以テ適當ナリ

ト認ム」との表決結果報告をまとめている。これにより鳩山ら提出の法律案は島田らの法律案とともにお蔵入りとなったのである。

(25)・(26) 中央大学大学史編纂課所蔵「明治法典論争期間関係資料」番号四四。

(27) 前掲「近代日本の幕開けと私立法律学校―神田学生街と法典論争―」(専修大学大学史編纂課・中央大学大学史編纂課・日本大学大学史編纂課・明治大学史資料センター、二〇一四年、一一頁)。

(28) 高橋健三は、一八九二(明治二五)年一月伊藤博文内閣総理大臣らとの関係が悪化する中、病氣療養の必要もあつたことからそれを理由に官報局長を辞任し、その後大阪へ向かい、翌年一月大阪朝日新聞社客員となつて言論界に一時身を置いた。(公益財団法人ポラ美術振興財団研究成果報告書「国家」創刊に関する研究―新出の高橋健三資料を中心として―、角田拓朗(神奈川県立歴史博物館)、二〇一三年、一五七頁)。

(29) 中央大学大学史編纂課所蔵「明治法典論争期間関係資料」番号四五。中橋徳五郎は、このころ通信省参事官兼同省会計局長で大臣官房秘書課も兼務していた。(「中橋徳五郎」上巻〔伝記〕、中橋徳五郎翁伝記編纂会、一九四四年、「中橋徳五郎翁年譜」三―四頁)。

(30) 前掲大久保泰甫・高橋良彰著『ボワソナード民法典の編纂』二九二―三〇八頁。

(31) 七戸克彦「法典調査会の構成メンバー―その人選に関する「政策評価」(『ジュリスト』No.一三三二、二〇〇七年四月一日)一〇〇―一〇八頁。

(32) 一八九二(明治二五)年六月一〇日の衆議院における「民法商法施行延期法律案」の可決を記念して、延期派は六十会を組織した。読売新聞などに六十会に関する記事が散見されるが、その実態については明らかでなく、今後の課題としたい。

〔付記〕

本稿の作成にあたり国立国会図書館の堀内寛雄氏、葦名ふみ氏に種々ご教示を賜った。記して感謝申し上げたい。なお、本稿は平成二五年度基盤研究(C)科学研究費助成事業(採択番号二五三三七〇七九七)「民法典論争前後における私立法学系高等教育機関の連携と対抗の実態に関する研究」の成果の一部である。

(本学法学部兼任講師)